

## 病児・病後児保育とは

病児・病後児保育とは、市内に居住する生後57日から満12歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童が、病気又は病気回復期のため集団生活が困難で、保護者の勤務の都合等により家庭で保育ができないときに、施設にて看護師・保育士により一時的にお子さんをお預かりする事業で、戸田市の委託により実施されるものです。

## 利用方法

- ① **各施設に直接、必ず事前**にお子さんの病状を伝えながら電話予約をしてください。(病状や感染症(麻疹・風疹・水痘等)の場合には、利用できないことがありますので、各施設へ事前にお問い合わせください。)
- ② 医師にこの制度を利用する旨を伝え、「**病児・病後児保育利用連絡書**」の記入をお願いしてください。(利用日の当日か前日発行)
- ③ 利用当日、必要なものを施設に持参してください。

### 【当日お持ちいただくもの】

- 病児・病後児保育利用登録届(年度の初回のみ、利用当日届出可)
- 病児・病後児保育利用申込書
- 医師の病児・病後児保育利用連絡書(当日か前日発行のもの)
- 保険証(写)・母子手帳・子ども医療費受給資格者証(写)
- 医師の処方による服用中の薬とその説明書
- 着替え・肌着(1日分)・バスタオル(2枚)
- 昼食・おやつ・飲物・食器(箸・スプーン等、小皿類)
- ハンドタオルやガーゼハンカチ(2枚)・ボックスティッシュ(1箱)
- 紙おむつ・お尻拭き・汚れた物を入れるビニール袋(5枚程度)
- 哺乳瓶・ミルク(必要なお子さんのみ)・コップ
- 愛用の玩具や本、おしゃぶりなど
- 生活保護受給世帯の場合は受給証の写し



### ◆利用定員

一日原則4名(1施設当たり) ※感染症状況によりこの限りではない。

### ◆対象となる児童(次の①～③すべての項目に該当する児童)

- ① 市内に居住する生後57日から満12歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童であること。
- ② 病気又は病気の回復期であり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があるもので、集団保育が困難であること。
- ③ 保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等やむを得ない理由により家庭において保育が困難であること。

### ◆利用日

月曜日から金曜日(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

### ◆利用時間

午前8時から午後6時まで

### ◆利用期間

一回につき原則7日まで

### ◆利用料金

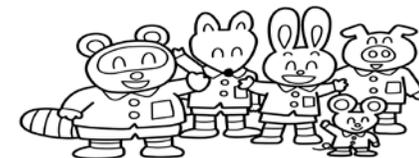
児童一人につき一日2,000円(生活保護世帯は無料)

### ◆昼食・おやつ・保険料

- ・昼食、おやつ、飲物等は原則持参願います。(アレルギーのお子さんを預ける時は、必ず施設に申し出てください。)
- ・保険料については別途有料となります。(一日100円)

### ◆その他

- ・利用中病状が悪化した場合、医療機関で治療することがあります。その場合医療行為により一部自己負担になる場合があります。
- ・予約取消の場合は、速やかに電話等でご連絡ください。



問い合わせ 戸田市役所 保育幼稚園室

☎ 048-441-1800(内線276)

## 病児保育室 太陽の子北戸田

戸田市大字新曽2002-12  
市ヶ谷ビル2F  
☎ 048-434-2511



## 戸田中央総合病院 病児保育室ひまわり

戸田市本町1-19-3  
☎ 048-442-3611



## 病児保育室 きらら

戸田市大字新曽1191-8  
☎ 048-446-6368



## 病児・病後児保育事業

# 病児・病後児保育室のご案内



病児保育室 太陽の子北戸田

戸田中央総合病院 病児保育室ひまわり

病児保育室 きらら

### ○各病児保育室の利用日時

月曜日から金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く)  
午前8時～午後6時まで(お申込みは各施設まで)

## 戸 田 市